

はじめに

公営バス事業は地域住民の「足」を確保し、地域社会の活性化を図るうえでも必要不可欠なものとなっています。

さらに大気汚染・地球温暖化などの環境問題、交通バリアフリーへの対応など重要な役割を担っています。

また、地方分権化の推進により地域住民の足の確保は地方自治体の責務となっています。

しかし、その利用状況は急速に進展する少子・高齢化に伴う都市構造、社会構造の変化や、交通手段の多様化等に伴い、年々減少傾向にあり、事業経営は一層厳しい環境に置かれています。

このような中で政府は規制緩和の一環として乗合バス事業の需給調整規制の廃止を打ち出し平成14年2月から実施されたところです。

規制緩和後3年が経過し、輸送人員が年々減少するなかで運賃やサービスの水準において事業者間の競争が激しくなっています。

一方、地方自治体も厳しい財政状況を踏まえ、強力な行財政改革の推進が求められています。

こうした情勢を踏まえ、今までのようなバス事業の経営を見直し、より一層の合理性と経営の効率化を進めるとともに、利用者によりよいサービスを提供し、バス事業の活性化を図るための方策を検討するために「公営バス事業の役割（意義）とこれからのあり方」について研究会を開催し、検討を重ねてまいりました。

本書はこれまでの検討結果を中間報告書として取りまとめたものであります。

「第1部経営健全化に向けた取組」において公営バス事業の経営健全化への取組、効率化の推進について審議を行い、併せて各都市における先進的な経営改善事例の報告をもとに総論的な事項をまとめるとともに、先進的な経営改善事例集として作成したものです。

次に、中間報告の結果と「公営バス事業の役割（意義）とこれからの在り方」について各都市にアンケート調査を行ったその集計結果を分析し、これらに基づいて、公営バス事業の果たすべき役割（意義）と今後取り組んで行くべき事項について、更に研究会において議論を深め平成17年度末を目途に最終報告書を取りまとめることと致しております。どうか引き続き御指導御協力をお願い申し上げます。

これまでの研究会において、御多忙中熱心に御審議に参加いただいた鈴木文彦先生をはじめ委員の皆様、及び先進的な経営改善事例として取りまとめ発表していただいた各都市の皆様の御尽力、御協力により本報告書を取りまとめることができましたことについて心から謝意をあらわすものであります。

どうかこの報告書が各都市の経営健全化等を検討する際の参考資料として広く御活用されることを期待しています。

平成17年9月

社団法人公営交通事業協会
理事・事務局長 石橋孝雄

公営バス事業の役割（意義）とこれからのあり方研究会委員等名簿

	所 属	氏 名	役 職
委 員	委員長	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
	東京都交通局	太田 博	総務部経営管理課長
	横浜市交通局	村上 端	自動車部営業課長
	名古屋市交通局	青木 康邦	営業本部企画営業部経営企画課長
	高槻市交通部	森塚 修永	理事
	大阪市交通局	岡橋 和成	経営改善担当課長
	尼崎市交通局	舟本 康弘	経営企画課長
	神戸市交通局		植松 賢治
	呉 市交通局	志和 康成	経営推進室長（兼）経営総務課長
	佐賀市交通局	小池 邦春	副局長兼総務課長
	（社）公営交通事業協会	石橋 孝雄	理事・事務局長
事 務 局	〃	保坂 文雄	総務部長
	〃	今福 應	企画部長
	〃	山本 幸宏	業務部長
	〃	佐伯 憲彦	調査部長

公営バス事業の役割（意義）とこれからのあり方
研究会報告書（中間報告）目次

第1部 経営健全化に向けた取組	1
第1章 はじめに	1
第2章 現状と課題	
1. 公営バス事業の設立の経緯	1
2. これまでの公営バス事業の経営	4
3. 公営バス事業の現状	4
4. 公営バス事業の経営状況	6
5. 乗車人員の減少	7
6. 輸送サービス密度の低下	8
7. 高コスト	9
8. 慢性的赤字体質	11
第3章 経営健全化に向けた具体的方策	12
1. 経営健全化計画の策定	12
2. 経営健全化計画の内容	13
3. 増収対策	14
(1) 運輸収入の増収	14
(2) 収益的路線の設定	14
(3) 附帯事業	15
(4) 運賃の適正化	16
(5) 走行環境の改善	17
(6) 情報提供のあり方	17
第4章 経営効率化の推進	18
1. 組織機構の見直し	18
2. 定員の適正化	18
3. 嘱託制度・非常勤職員の拡充	18
4. 給与・手当等の見直し	18

5. 職員の意識改革	18
6. 管理の受委託	22
7. 貸切バス事業	24
8. 業務の効率化	26
第5章 むすび	27
研究会検討経緯	28